

環境農林水産常任委員会会議録

平成25年10月31日

場 所 第4委員会室

平成25年10月31日(木曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・「(仮称)宮崎県水源地域保全条例」の骨子(案)等について
- ・宮崎県環境計画の「平成24年度取組の概要」について
- ・太陽光発電システム導入促進事業の実績等について
- ・木質バイオマス発電施設の工事開始について
- ・農地中間管理機構(仮称)の制度の骨格(案)について
- ・宮崎キャビアの発売について

出席委員(8人)

委員	長	山下	博三
副委員	長	有岡	浩一
委員		緒嶋	雅晃
委員		蓬原	正三
委員		横田	照夫
委員		岩下	斌彦
委員		高橋	透
委員		前屋敷	恵美

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長 堀野 誠

環境森林部次長 (総括) 金丸 政保

環境森林部次長 (技術担当) 楠原 謙一

部参事兼環境森林課長 川野 美奈子

みやざきの森林づくり推進室長 那須 幸義

環境管理課長 上山 伸二

循環社会推進課長 神菊 憲一

自然環境課長 佐藤 浩一

森林経営課長 水垂 信一

山村・木材振興課長 河野 憲二

みやざきスギ活用推進室長 石田 良行

工事検査監 西山 悟

農政水産部

農政水産部長 緒方 文彦

農政水産部次長 (総括) 興梠 正明

農政水産部次長 (農政担当) 郡司 行敏

農政水産部次長 (水産担当) 那須 司

畜産新生推進局長 中田 哲朗

農政企画課長 鈴木 大造

ブランド・流通対策室長 甲斐 典男

地域農業推進課長 向畑 公俊

連携推進室長 大久津 浩

営農支援課長 工藤 明也

農業改良対策監 後藤 俊一

食の消費・安全推進室長 和田 括伸

農産園芸課長 日高 正裕

農村計画課長 宮下 敦典

畑かん営農推進室長 原 守利

農村整備課長 河野 善充

水産政策課長	成原 淳一
漁業・資源管理室長	日向寺 二郎
漁村振興課長	神田 美喜夫
漁港整備対策監	木下 啓二
畜産振興課長	押川 晶
家畜防疫対策課長	西元 俊文
工事検査監	岩永 修一
総合農業試験場長	井上 裕一
県立農業大学校長	山内 年
水産試験場長	山田 卓郎
畜産試験場長	岩崎 充祐

事務局職員出席者

議事課主査	佐藤 亮子
議事課主任主事	川崎 一臣

○山下委員長 それでは、ただいまから環境農
林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程につきましては、
お手元に配付いたしました日程案のとおり行う
こととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いた
します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○山下委員長 おはようございます。委員会を
再開いたします。

報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終
了した後をお願いいたします。

○堀野環境森林部長 環境森林部でございます。
本日はよろしくお願いいたします。資料の説明

に入ります前に、一言御報告申し上げます。

去る26日に、「第8回『水と緑の森林づくり』
県民ボランティアの集い」を、西都市「向陵の
丘」で実施いたしました。今回は、宮崎県議会
森林・林業活性化促進議員連盟、木づかい県民
会議、県の3者共催で実施したところでござい
ます。天気にも恵まれまして500名を超える参加
をいただいたところでございます。この場をお
かりしまして厚くお礼を申し上げますとともに、
今後とも引き続き県民参加の森林づくりが一層
推進されますよう御支援をよろしくお願い申し
上げます。

それでは、お手元に配付しております環境農
林水産常任委員会資料の表紙をごらんください。

本日の報告事項は4点でございます。

まず、1点目でございます。「(仮称)宮崎県
水源地域保全条例」につきましては、これまで
基本的な考え方や概要案等について御説明して
まいりましたが、今回は条例の骨子案等を取り
まとめましたので、その内容について御説明い
たします。

2点目は、平成23年3月に策定いたしました
宮崎県環境計画につきましては、新しい「太陽と
緑の国みやざき」の実現を目標に各種施策を展開
しておりましたが、平成24年度の取り組み概
要について御説明いたします。

3点目は、住宅用太陽光発電システムの設置
に対し補助をしておりますけれども、その補助
の実績等について御説明いたします。

4点目は、日南市及び都農町において木質バ
イオマス発電施設の工事が始まりますので、そ
の概要等について御説明いたします。

私からの説明は以上であります。詳細につ
きましては、それぞれ担当課長が御説明申し上
げますので、よろしくお願いいたします。

○川野環境森林課長 環境森林課から3項目について御報告いたします。

まず、委員会資料の1ページをごらんください。「(仮称)宮崎県水源地域保全条例」の骨子案等について御説明いたします。

本条例は、1の条例制定の基本的な考え方がありますように、県土の約76%を占め、水源涵養機能など多面的機能を有する森林を水資源の保全という観点から、守り育てていく必要があることや、昨年度の水資源保全対策特別委員会の報告の中で条例制定についての御提言がなされたことを踏まえ、今年度、水源地域の保全に向けた条例を制定するものであります。

次に、2の検討作業等の経過と今後のスケジュールについてであります。7月の常任委員会において条例の概要案を報告させていただき、それ以降、7月から8月にかけて、市町村との意見交換を行い、9月には森林審議会や関係団体、10月には庁内関係課との意見交換を行いました。各方面の御意見をお伺いしながら検討を進め、条例の骨子案を取りまとめたところでございます。本日、条例の骨子案等を御報告させていただいた後、今後は11月にパブリックコメントを行い、12月に森林審議会においてその結果などを報告した後、2月議会で条例案を上程させていただき、3月下旬以降に条例の公布・施行を行う予定としております。

それでは、3の条例の骨子案の概要について御説明いたします。2ページをごらんください。前回御説明いたしました条例の概要案から追加や変更した箇所にアンダーラインを引いておりますが、その内容を中心に御説明させていただきます。

まず、(1)の目的であります。ここでは水源地域を保全する理由を明確にするため、水源

地域について「水の供給源としての」という記述を追加しております。

次に、(2)の定義では、後述します(5)の水源地域の指定における規定との記述の重複を避けるため、①の水源地域の定義について、「水源地域の指定の規定により指定された地域」と簡略化した表現にしたところでございます。

次の(3)、関係者の責務につきましては、変更点はございません。

次の(4)の相談及び助言等についてであります。この規定は今回新たに追加するものであります。前回までの案では、事前届け出制度の届け出者やその契約の相手方を対象に、水源地域の保全に係る助言を行うこととしておりましたが、水源地域の保全を図るためには、その他の水源地域内の土地所有者等に対しても幅広く相談に応じるとともに、必要な助言・指導、情報提供を行うことが重要であるという観点から、今回その旨の規定を追加するものであります。

3ページをお開きください。(5)の水源地域の指定についてであります。ここでは、水源地域の指定の手続などについて規定するものであります。まず、①の下線部につきましては、水源地域の定義に係る部分であります。水源地域についての定義をわかりやすい表現に改めるとともに、水源地域に国有地を含めない旨を明記したところであります。③の下線部につきましては、水源地域を指定しようとする場合の指定の案の告示について、詳細は規則で定めるということ、指定の案の縦覧について、指定期間の告示の日から2週間とすることの規定を追加するものであります。次の④は、水源地域の指定案について、その地域の土地所有者等や利害関係人が知事に意見書を提出することができ

る旨を追加し、⑤は、異議がある旨の意見書が提出された場合、規則に定める方法により意見聴取を行うことを追加するものであります。また、⑦は、水源地域の指定の効力が告示日から発生すること、⑧は、水源地域の指定の変更や解除する場合も、指定の場合と同様の手続をとることを追加するものであります。

次に、(6)の事前届け出制度についてであります。まず、①につきましては、水源地域の土地所有者等に対する事前届け出の義務づけとその届け出の時期や届け出の事項について規定するものであります。下線部につきましては届け出事項の項目を追加するとともに、その他の届け出事項につきましては規則で定めることを規定するものであります。次の②は、事前届け出制度の適用除外の場合を規定するものであります。これは、土地売買等の契約の当事者が国や地方公共団体の場合、水源涵養機能に支障を及ぼすような土地取引を行うおそれがないため適用除外とするほか、森林整備法人などその他の適用除外の場合を規則で定めることとしております。また、③は、契約締結前に届け出書の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更の届け出を行うことの規定を追加するものであります。

4ページをごらんください。

(7)の市町村への通知等につきましては、変更点はございません。

次の(8)の報告の徴収及び立入調査等についてであります。これは条例の施行に当たって必要となる情報を得るため、届け出者に対する報告徴収や届け出に係る土地への立入調査などについて規定するものであります。

今回、立入調査に関して③と④の規定を追加するものであります。③は、立入調査を行う

際に、職員は身分証明書の携帯と提示を行うこと、④は、立入調査が犯罪捜査のために行うものではない旨を追加するものであります。

次に、(9)の助言についてであります。これは、水源地域の適正な土地利用の確保を図るには、契約当事者に水源涵養機能や森林の適正な管理の重要性、法令に基づく各種規制などについて理解していただくことが重要であることから、そのための必要な助言を行うことを規定するものであります。①につきましては、届け出の対象となる土地の利用目的によっては、その周辺の地域にも影響を及ぼすことが想定されることから、助言を行う目的として下線部分を追加するものであります。また、③につきましては、届け出者に加えて、土地の所有権等の移転や設定を受けようとする者にも助言ができることとしておりましたが、契約の締結後に、買い主に対し助言を行うことが必要となる場合も想定されることから、今回、下線部分の規定を追加するものであります。

次に、(10)の勧告・公表についてであります。これは事前届け出制度の義務違反を抑制するための勧告・公表について規定するものであります。今回追加する①の下線部につきましては、勧告の対象となる行為についての規定でありまして、具体的には無届け、虚偽の届け出を行った場合や、虚偽の報告、立入調査を拒否した場合などに勧告できることとしております。また、③は新たに追加する規定であります。これは、勧告に従わなかった場合に、知事が公表を行う際、勧告を受けた者に対して弁明の機会を与えることを規定するものであります。

なお、本条例の大きな論点の一つであります罰則規定を設けるかどうかにつきましては、これまで市町村や森林審議会などと意見交換を行

いながら検討を行ってきたところであります。先進県では、罰則を設けているところもございますが、森林法に基づく事後届け出制度との均衡や地方自治法の規定などから、いずれも5万円以内の過料となっているところであり、社会的制裁である公表により事前届け出制度の実効性を高めることは十分に可能であると考えることや、本県の条例では、条例に基づく義務違反に対し、公表に加えて罰則を設けている事例はないことなど、他の条例との均衡なども勘案して、今回の骨子案には罰則規定を設けていないところであります。

次に、5ページをお開きください。

(11)の水源地域内の土地の所有等の状況に係る情報提供の要求についてであります。この規定は今回新たに追加するものであります。これは、条例の施行に当たって、事前届け出の内容の確認や届け出者への助言などを行うため、水源地域における土地所有者情報を把握する必要がありますので、そうした情報を保有している行政機関に情報提供を求めることができるよう、その根拠となる規定を定めるものであります。

次の(12)の市町村の条例との関係、(13)のその他につきましては、変更点はございません。

以上が、条例の骨子案の概要についてでございます。

次に、水源地域の指定の考え方についてであります。事前届け出の対象となる水源地域の指定につきましては、本条例の大きな論点であり、この点につきましても、これまで市町村や森林審議会などと意見交換を行い、検討を進めてきたところであります。いただいた御意見を踏まえながら、今回、指定の考え方をまとめましたので、御説明させていただきます。

まず、(1)の基本的な考え方についてであります。1つ目としましては、水資源を将来にわたって守っていくためには、県土面積の約76%を占め、水源涵養機能を有する森林を保全する必要があることから、森林の存する地域を基本として、水源地域の指定を行うこととしました。また、2つ目としましては、この条例は、県民に事前届け出という新たな負担を課すものであり、その負担を考慮しますと、届け出制度の対象となる水源地域の範囲を一定程度限定する必要があります。このため、地域森林計画の対象民有林全体を指定するのではなく、条例の趣旨を踏まえ、地域森林計画の対象民有林のうち、水源涵養機能の高い森林を含む地域を水源地域として指定することといたしました。また、3つ目としまして、事前届け出が必要な地域がどこなのか、県民の皆様にはわかりやすい方法で指定する必要がありますことから、市町村内の大字単位で、告示により指定を行うことといたしました。

以上が、基本的な考え方ではありますが、指定の基準となる水源涵養機能の高い森林の評価方法につきましては、次の6ページをごらんください。

四角囲みの中の1にありますように、森林の水源涵養機能の評価につきましては、国が定めた森林の機能別調査実施要領に基づき、水源涵養機能など、森林の有する機能評価を実施しております。具体的には、次の2にありますように、水源涵養機能としまして、洪水防止機能と水資源涵養機能について、土壌、地質、傾斜、標高などを基準評価因子として総合的分析を行い、500メートル掛ける500メートルのメッシュごとに、H(高い)、M(中)、L(低い)の機能の判定を実施したものであります。この機能

判定において、H（高い）と判定された森林を水源涵養機能の高い森林としまして、その森林を含む地域を水源地域として指定したいと考えております。

なお、次の（２）の参考の①にありますように、水源涵養機能の高い森林を含む地域を市町村の大字単位で指定しますことから、地域森林計画の対象民有林の約９割が水源地域に含まれることとなります。

また、②にありますように、水源地域内の土地のうち、事前届け出制度の対象となるものは、現況が森林であって、かつ地目が山林、原野、保安林、農地法上の農地に該当しない田・畑のいずれかである土地を想定しております。この対象となる地目などは規則において定めることとしております。

次の７ページをお開きください。

事前届け出制度の対象となる水源地域のイメージを記載しております。黄色の部分は国有林であり、今回の届け出制度の対象外となっております。また水色の部分が事前届け出制度の対象となる森林をあらわしたものであります。これは、先ほど説明しましたとおり、水源涵養機能が高い森林を含む大字単位の地域で、その大字内の森林を水色で着色したものであり、地域森林計画の対象民有林の約９割をカバーしているところであります。

以上が、水源地域の指定の考え方についてであります。

なお、11月に実施を予定しておりますパブリックコメントにつきましては、別冊でお配りしております資料１により、骨子案と水源地域の指定の考え方について県民の皆様のお意見を伺いたいと考えております。

水源地域保全条例の説明は以上であります。

次に、委員会資料の８ページをお開きください。

宮崎県環境計画の「平成24年度取組の概要」について、御報告いたします。この内容につきましては、資料２として別冊でお配りしておりますが、その概要版を委員会資料の８ページから10ページにまとめましたので、こちらの資料で御説明させていただきます。

当計画は、県の総合計画の環境分野における部門別計画として位置づけておりまして、計画期間は、平成23年度からの10カ年計画として策定したものであります。

１の（１）にありますように、当計画は、長期的な目標を新しい「太陽と緑の国みやざき」の実現としており、（２）にありますように、環境分野別の施策として、低炭素社会の構築など６つの施策の柱を定めて、それぞれ施策を展開しているところであります。

次に、（２）の平成24年度における取組の概要についてであります。ここでは、６つの施策の基本方向の項目ごとに、平成24年度の取り組み状況と主な指標の実績を記載しております。

指標につきましては、基準値となる計画策定時の現況値と、平成24年度の目安値、実績値、目安値に対する達成率を表示しているところであります。平成24年度の実績が未公表のものについては、参考値として直近値の実績での記載となっております。また、目安値とは、計画開始から５年後の目標値に向け、その間の各年度ごとの目標の目安として定めているものであります。

それでは、取り組みの概要について御説明いたします。

まず、施策項目の１つ目、低炭素社会の構築についてであります。

①の二酸化炭素等排出削減では、啓発誌の配

布や家庭での節電にポイントを付与する事業などに取り組むとともに、省エネセミナーの開催により「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」の周知や省エネ対策についての情報提供などに取り組んだところであります。

次に、②の再生可能エネルギーの利用促進では、県内住宅への太陽光発電システムの設置者に対し補助や融資を行うとともに、県産ペレットの園芸ハウスへの活用を図る取り組みなどを進めたところであります。

また、③の二酸化炭素吸収源対策では、県有林のJ-VER取得や、企業による森づくり活動により得られた二酸化炭素吸収量を認証するなど、オフセットクレジット制度の活用による森林整備を進めたところであります。

指標とその実績であります。この項目では、平成24年度の実績が未公表でございますので、参考値として直近の平成22年度の実績値を記載しております。また、平成22年度の日安値は、当計画の以前の計画である宮崎県環境基本総合計画の目標値を日安値として記載しているところでございます。

まず、温室効果ガス全体の排出量につきましては、工場からの一酸化二窒素の排出量が大きく改善されたことにより、基準年と比較して排出量が大きく削減されているところであります。平成22年度の目標を達成することができました。このうち、温室効果ガスの約7割を占める二酸化炭素の排出量は、全体では削減され、目標を達成することができました。これを部門別に見ますと、家庭部門でのみ目標を達成することができませんでした。要因としましては、世帯数の増加や世帯当たりの家電製品の保有台数の増加などによる家庭用機器の電力消費量の増加が上げられます。このため、引き続き県民

の意識向上と実践行動を促すなど、二酸化炭素削減に向けた取り組みを推進していく必要があります。

また、森林の二酸化炭素吸収量は、同じく参考値の平成22年度の状況で見ますと、ほぼ目標に近い実績値を上げたところであります。

次の新エネルギーの総出力電力につきましては、平成24年度の実績が未公表でありますので、参考値の平成23年度の状況で見ますと、日安値に対する達成率が9割弱にとどまっております。

再生可能エネルギーにつきましては、その普及促進を図るため、平成24年度に新エネルギービジョンを改定したところであり、今後は、当計画やビジョンに基づき、一層の導入促進に取り組んでまいりたいと考えております。

9ページをごらんください。

施策項目の2つ目、地球環境、大気・水環境等の保全についてであります。

①の地球環境・大気環境の保全では、大気汚染防止法に基づく大気汚染の常時監視や有害大気汚染物質のモニタリングを実施し、事業者の監視・指導に取り組みました。

②の水環境の保全では、公共用水域及び地下水の水質の監視を行うとともに、浄化槽の整備への支援や浄化槽管理者に対する受検啓発に取り組んだところであります。

また、③の化学物質対策では、ダイオキシン類についての環境調査を行うなど、化学物質の継続的な実態把握に取り組み、④の環境負荷の低減等では、環境影響評価法に基づき作成された方法書などについて、環境保全の観点から審査を行ったところであります。

指標とその実績であります。大気及び有害大気汚染物質の環境基準の達成率では、一部の項目において未達成ではありましたが、本県の

大気環境はおおむね良好な状況にあり、水質環境基準の達成率でも、全ての水域において環境基準を達成しているなど、河川の水質環境も良好な状況にあります。また、生活排水処理率は、目安値とおおむね同等の実績となり、浄化槽法定検査の11条検査の実施率は、受検啓発の取り組みを進めたこともあり、平成24年度は目安値の1.65倍の実績となるなど、順調に推移しているところでもあります。さらに、ダイオキシン類の環境基準達成率では、監視を行っている全ての地点において環境基準を達成したところでもあります。

10ページをお開きください。

施策項目の3つ目、循環型社会の形成についてであります。

①の4Rと廃棄物の適正処理の推進では、廃棄物の発生を抑制し、4Rの取り組みを推進するため、産業廃棄物の再生利用を行う施設整備への支援や産業廃棄物の不法投棄・不適正処理に対する監視・指導など、廃棄物処理の適正化に取り組んだところでもあります。

次の②の環境にやさしい製品の利用促進では、県産材を活用した住宅のPRを行う講習会や柱材の提供のほか、公共土木事業における木材利用の検討会などを実施するとともに、県みずからが環境負荷の少ないグリーン購入を推進したところでもあります。

指標とその実績であります。この項目では、平成24年度の実績は未公表ですので、参考値としまして、平成23年度の実績値を記載しております。まず、一般廃棄物につきましては、排出量は目安値と同等となっており、再生利用量、再生利用率は目安値を若干下回っておりますが、最終処分量は減少しているため、廃棄物の減量化は、おおむね順調に推移しているところ

であります。次に、家畜ふん尿を除く産業廃棄物につきましては、排出量は目安値以下の実績値となっております。再生利用量、再生利用率につきましても、おおむね目安値と同等の実績値となるなど、廃棄物の減量化が順調に進んでいるところでもあります。また、グリーン購入の実施率につきましては、同じく参考値の平成23年度の状況で見ますと、ほぼ目安値に近い実績を上げることができたところでもあります。

次に、施策項目の4つ目、生物多様性の保全についてであります。

①の生物多様性の確保では、野生動植物の重要生息地や生息状況の調査などを実施したところです。

また、②の人と環境を支える多様で豊かな森林づくりでは、森林環境税を活用して多面的機能を重視した森林づくりを進めるとともに、植栽・下刈り・間伐などの支援を行い、森林の適正管理に取り組みました。

さらに、③の自然豊かな水辺の保全と創出では、自然環境に配慮した河川や海岸づくりに取り組むとともに、④の自然とのふれあいの場の確保では、県が管理する自然とのふれあい施設の整備や、ひなもり台県民ふれあいの森の維持管理などに取り組んだところでもあります。

指標とその実績であります。上から3つまでの指標につきましては、目安値と同等の実績値となっております。ひなもり台県民ふれあいの森利用者数につきましては、平成22年度に口蹄疫発生や新燃岳噴火の影響を受けて利用者数が大きく減少したところであり、それ以降、徐々に利用者数が増加してきておりますが、平成24年度実績値は、まだ目安値に届いていない状況でありますので、今後も利用拡大に向けての取り組みを進めていきたいと考えております。

11ページをごらんください。

施策項目の5つ目、環境と調和した地域・社会づくりについてであります。

①の環境にやさしい地域・産業づくりでは、環境保全型農業を推進するとともに、エコファーマーなどが行う環境への負荷を低減した農業への支援などに取り組んだところであります。また、②の快適な生活空間の創出として、講演会や研修会による啓発や老朽化した公園施設の更新などにより、美しい景観づくりに取り組んだところであります。

指標とその実績であります。農林漁業体験民宿数は、目安値を上回るなど順調に推移している一方、エコファーマーの認定件数は、目安値に対する達成率が55%となっており、制度の理解促進など一層の取り組みが必要です。

次に、施策項目の6つ目、環境保全のために行動する人づくりについてであります。

①の環境学習の推進では、環境情報センターによる講座の開催や環境保全アドバイザーの派遣などを実施するとともに、環境ポータルサイトによる情報提供などに取り組んだところであります。

また、②の環境保全活動の推進では、森林ボランティア団体の育成や公募型による森林づくり活動への支援に取り組むとともに、環境みやぎき推進協議会と連携し、県民総ぐるみの環境美化活動「クリーンアップ宮崎」の実施などにも取り組んだところであります。

指標とその実績であります。環境情報センターの利用者数や森林づくり団体の公募活動支援数は、目安値を上回る実績になるなど順調に推移しておりますが、一方、こどもエコクラブの活動参加者数や環境保全アドバイザー講座の受講者数は、目安値を下回り、実績が減少している状況であります。また、環境みやぎき推進

協議会参加会員数の実績値も目安値の約8割にとどまっている状況でありますので、今後とも、活動内容などの充実や積極的な周知・PRなど、一層の取り組みを進めていく必要があると考えております。

以上、平成24年度取組の概要について説明してまいりましたが、項目によっては成果が上がっていない部分も見られますので、目標達成に向けて一層の取り組みの推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、この概要につきましては、今後、県のホームページで公表することにしております。

環境計画の取組の概要は、以上でございます。

次に、委員会資料の12ページをお開きください。太陽光発電システム導入促進事業の実績等について、御説明いたします。

本事業は、1の事業目的にありますように、県内の住宅に太陽光発電システムを設置する場合に補助を行うことにより、太陽光発電の普及促進を図るものであり、平成21年度から実施しているものであります。

次に、事業の実績につきまして、平成24年度及び今年度の状況を2の表にまとめております。

今年度は、太陽光発電システムの設置経費が低減していることを踏まえまして、平成24年度の補助額を見直し、1キロワット当たり2万円を1万円に、上限額を原則6万円を3万円とし、また県内産パネルを設置する場合や県産材を使用した新築木造住宅に設置する場合のそれぞれの上限額の増額につきましても、2万円を1万円としたところであります。

補助金の予算額につきましては、今年度は6,770万円でありまして、10月23日現在での補助金の交付決定状況は、件数で2,061件、金額で6,442万7,000円となっており、金額ベース

で95.2%の執行率となっております。

表にありますように、今年度の1件当たりの平均補助金額は3万1,000円でありますので、この平均額の状況などから勘案しますと、受付終了日は10月下旬ごろになる見込みであります。

なお、本日現在で受付終了日が確定していないのは、郵送受付の場合、消印日を受付日としており、到着までに数日間のタイムラグが生じるためでありまして、現在、集計の作業を進めている状況であります。最終的な補助件数は2,150～2,160件程度と想定しておりまして、ほぼ昨年度並みの補助件数となる見込みであります。

なお、当補助事業の受け付けが終了間近であることにつきましては、プレスリリースを行うとともに、県のホームページに掲載し、県民の皆様へ周知を図っているところであります。

環境森林課からの説明は、以上でございます。

○河野山村・木材振興課長 山村・木材振興課でございます。

13ページをお開きください。木質バイオマス発電施設の工事開始についてでございます。設置の準備が進められておりました県内2社の発電所が工事着工の運びとなりましたので、発電施設の概要等について御説明をさせていただきます。

まず、1の「王子グリーンエナジー日南株式会社」でございますが、起工式は10月31日、本日でございます。場所は日南市大字戸高でありまして、下のほうに位置図を載せておりますのでごらんいただきたいと思います。王子製紙日南工場の隣接地でございます。

戻っていただきまして、(4)の総事業費ですが、自力整備分を含めまして81億4,695万円であります。森林整備加速化・林業再生事業の補助

対象事業として支援をいたしますが、補助金8億1,000万円のうち4億1,290万円につきましては、無利子資金融通となっております。この無利子資金融通と申しますのは、固定価格買取制度の適用を受ける発電施設本体に対する支援であります。受けた事業主体は得られた売電収入の中から15年以内に融通を受けた資金全額を納付することを条件として補助するものでございます。

出力は2万5,000キロワットで、石炭との混焼となっております。また、年間売電量といたしましては約16万2,000メガワット時で、これは住宅約4万5,000世帯分の1年間の使用量に相当いたします。また、発電に必要な木質バイオマスの使用量は約21万1,000トンであり、うち県内からは15万8,000トン調達する計画となっております。

発電所で雇用する従業員数は15人でありまして、発電所の稼働につきましては、平成27年3月が予定されております。

次に、14ページをごらんください。

都農町の「株式会社グリーンバイオマスファクトリー」であります。起工式は11月6日の予定でございます。場所は、都農町川北であります。下の位置図をごらんください。JR東都農駅の西側に位置するところでございます。

戻っていただきまして、(4)の総事業費は、自力整備分を含めまして31億2,910万4,000円ありますが、森林整備加速化・林業再生事業によりまして8億円を支援することとしております。

出力は5,700キロワットで、木質専焼となっております。また、年間売電量は約4万メガワット時で、これは住宅約1万1,000世帯分の1年間の使用量に相当いたします。また、発電に必要な

な木質バイオマスの使用量は約7万2,000トンで、これは全て県内から調達する計画となっております。発電所で雇用する従業員数は19人でありまして、発電所の稼働は平成27年3月の予定でございます。

説明は以上でございます。

○山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。報告事項についての質疑を承ります。

○緒嶋委員 水資源地域保全条例、これはお話にあったとおり、県議会の特別委員会の報告に基づいて制定されるということで、大変ありがたいわけですが、条例制定時点にはもう規則も一緒に決められるわけですか。条例と同時に規則まで。じゃないと一定の条例としての機能が果たせんということもあるわけですが、そのあたりはどうですか。

○川野環境森林課長 おっしゃるとおりでございます。条例の施行は2段階施行にしているんですけど、最初の施行にあわせて規則の制定を考えております。

○緒嶋委員 そうということで、当然だと思いますけれども、念のために伺ったところであります。

それと、環境計画の中で、環境負荷の低減って必要なわけですが、今、PM2.5というのが大変話題になっておるわけですが、この中ではそういうものの調査というのは入らんわけですか。

○上山環境管理課長 PM2.5についても常時監視を行っております。

○緒嶋委員 この報告書やらの中には、これは将来は入れるということですか。

○上山環境管理課長 計画を策定した平成22年度時点では、まだそういった調査項目に入っておりませんでしたので載せておりませんけれど

も、一昨年から常時監視を行っておりまして、6月の委員会報告でも状況を報告させていただいたところでございます。

○緒嶋委員 できれば、そういうふうにかわっておれば、やっぱりこういうものに入れてやることも、県民向けというか皆さんに対しては必要かなと思いますので。できるだけある資料は出したほうがいいと思ってるんです。だから、そういう点も含めて報告されたほうがいいんじゃないかなと思いますが、今後は当然そういうことになるということですね。

それと、もう一つ、バイオマス発電ですけども。これは雇用人数が、王子グリーンエネルギーは従業員15名、そうするとグリーンバイオマスは19人。発電量は王子グリーンエネルギーのほうが大きいわけですが、これは雇用人数がこれだけ極端に違うというか、何がどういうことになっていることになってるんですか。

○河野山村・木材振興課長 この王子グリーンエネルギーの分は、燃料をチップとして受け入れるということでございまして、王子のこの発電所内にはチップ加工施設がございません。

一方、グリーンバイオマスファクトリーのほうには、工場内に原木を受け入れてチップ化するっていう施設がございまして、そういったところで人数に差が出てきておるということでございます。

○緒嶋委員 できるだけ従業員数が多いほうがいいわけですが、王子エネルギーでは、もう燃焼できる形でチップを入れるということでその差が出てきたということですね。

○河野山村・木材振興課長 はい、そういうことでございます。

○緒嶋委員 それと、太陽光発電システム、これは、当然宮崎県にとっては重要な事業だと思

うんですけれども、やはり、受け付け終了の見込みが10月までおくれるというのは、前年から見ても、これは、やはりある程度太陽光の希望者の数がちょっと減ってきたということか、上限の補助率の単価が下がったのでちょっと考えておこうかなというようなことになったのかどうか。ここはどういうふうに解釈すりゃいいんですか。

○川野環境森林課長 実際、太陽光発電システムを設置される件数というのは、減ってはおりません。そういう固定価格買取制度もありますので、むしろふえているというふうにお聞きしてるんですけれども。

今回10月まで延びたというのは、今委員がおっしゃいましたように、一つは補助金の金額がちょっと下がっているということです。

結局、こういう補助金を申請して補助金をもらうためには、まず国の補助の決定を受けてから県のほうに申請していただくことになるんですが、まず国の決定を受けるまでに1カ月ぐらいいかかります。非常に待ち時間が長くなって、それから県に申請するというので、設置したいという考えに対してやはり最長で2カ月ぐらいい待たなきゃいけないというような状況がありまして、それよりも早く設置したいということで、あえて申請を行わない方がいらっしゃるということです。

あとは、普通、住宅用に設置されるシステムというのは、10キロワット以下の、今は5キロワットぐらいが主流なんですけれども、固定価格買取制度ができたことで、どうせなら全量買い取りで全部売電したほうがいいということで、10キロワット以上のものを住宅につけて、全量買い取りに移行するような方たちもふえてきているので、この補助事業の対象にならないものも少

しずつふえてきているということで聞いております。

○緒嶋委員 それと、県の補助率が前年度と今年度で変わるということは、公平の原則から言えば、やっぱり余りいいことじゃないんじゃないかなと。これは予算的なものもあるけど。前年は6万、ことしは3万というような格差が、県民サービスという意味からすれば、こういう格差が出るということは、県民平等に扱わにゃいかんという原則から言えば、ちょっと問題があるんじゃないかなという気がするんだけど、このあたりの認識はどうですか。

○川野環境森林課長 この補助単価を決めるに当たって、国も一緒なんですけれども、やはり太陽光発電システムの設置費用、それを一つの目安にしておきまして、年々、いろいろ技術が変わってきて、太陽光発電システムの値段が下がってきております。それに伴って国のほうも補助単価を下げてきておきまして、県もやはりそれに従ってずっと下げてきている状況でございまして、25年は24年よりも設置費用が下がったということで、補助単価を見直したということでございます。

○蓬原委員 結局、率が一緒かという話だと思うんです。だから、多くつくり出したので工場の製作費は下がったと、だから、補助金はそれにしたがって下げるよと。全量買い取りの価格も42円、32円と下げていくよと。それはわかるんですけど、今、緒嶋委員がおっしゃるのは、半分下がるのはそれでわかるけれども、じゃ補助率は一緒じゃないといけないのかという議論じゃないかなと思うんです。それがいわゆる県民公平の原則ではないかということをおっしゃっていると思うんですけど。そこは、じゃ、半分に原価が下がったのかという話になるんだ

けど、どうなんですか。

○川野環境森林課長 率で言いますと、やはり、ちょっと今回の下げ率は大きいんですけども、やはり、この太陽光発電システムの事業というのはある程度まとまった予算の確保が必要になるということもありまして、やはり厳しい財源の中からどこまで捻出できるかというところの兼ね合いで、補助単価を決めていったという実情がございます。

○緒嶋委員 これは財政課がこうしろと言ったからそげんしましたというようなことだろうと思うんですけど。やる人から見れば、その価格はちょっと下がったと言ってもそうまで極端に下がっているわけじゃないわけで、半分になればこれは半分でいいけど、半分になったかと言ったらそうじゃないわけです。だから、ここ辺がちょっとどうかなという気がします。

それから、できるだけ県が推進しようとするというその視点から言えば、やっぱりこれは、環境に配慮した、今は原子力発電もどうかいろいろ言われておる中では、やっぱり温暖化防止やらも太陽光のほうがいいわけで。やはりこの木質バイオマスにしても石化燃料とか使ったものにしても二酸化炭素を出すわけじゃから。太陽光は、太陽光の施設をつくるときには二酸化炭素の排出もあるかもしれんけど、できたものからは二酸化炭素は排出しないわけやから。やはり環境に優しいという意味では、太陽光というのは一つの大きな目玉にもなるというふうに思いますので。今後は、これ以上補助率を下げんようにして、やはり公平の中で、率が下がったぐらい下がるのはいいけど、極端に2分の1に下げ、今度は3万を1万5,000円にしますとかっていうようなことにならんように、努力をしてほしいなということを要望しておきます。以上です。

○蓬原委員 説明があったのかもしれませんが、13ページ、14ページの王子グリーンエナジー南株式会社とグリーンバイオマスファクトリー、この補助率の違いについて。今、高橋委員からも聞きましたが、日南については石炭との混焼、グリーンバイオマスは木質専焼ということです。補助率というまた話になるんですけど、この違いは、日南の場合は石炭を使うから補助率が低いというふうに考えていいんですか。その補助率の考え方を教えてください。

○河野山村・木材振興課長 混焼だから補助金が低いとか、そういった基準はございません。

王子グリーンエナジーの場合には、資金融通がございますけれども、これについては事業仕分けの関係で、これがFITが導入後については売電が高目に設定されているというようなことがございまして、発電施設本体に対する補助は二重補助に当たるんじゃないかというのがございまして、ですから、今回24年の1次補正、国の補正で、経済対策でやられたものについては資金融通という措置になったわけがございます。

一方、グリーンバイオマスファクトリーの場合には、補助金でございまして、これは平成23年度の国の3次補正でございまして、これはいわゆる復興予算としてついた事業でございまして、補助金でございまして、額として、31億に対して8億円という規模でございまして、これについては、国とも大型補助案件でございまして、おおむね全国的にこの規模だったらやれるというようなことで、国と協議しながら定めたものでございます。

一方、王子の資金融通については、国からの指導等もありまして、大企業については一応1カ所8億円程度、一方、中小の企業については14

億円程度が相当であるというようなおおむねの考え方が示された。それに沿って配分を行ったということでございます。

○蓬原委員 石炭との混焼は関係なかったんですね。間違った情報を信じておりました。済みませんでした。

○高橋委員 今の関連で、資金融通をした、もう一カ所ございましたよね。そこは、私が説明を受けたときには、もう一カ所のところが資金融通の額が高目だったんです。それは、石炭混焼と木質の違いだということの説明を受けたことがあったんですが。

○河野山村・木材振興課長 もう一件、今、川南町で計画されています宮崎森林発電所がございます。これは、補助金14億円を予定しております。

石炭混焼だから補助金が低いというわけじゃなくて、先ほど申し上げましたように、国の考え方として、大企業については8億円程度が相当、また地元の企業については14億円程度が相当と、そういった基準といいますか、目安が示されておりまして、それに沿った形で国とも協議しながら決めたということでございます。

○高橋委員 資金融通の面での今の説明でいいんですよね。資金融通の関係も石炭混焼とか木質専焼とかは関係ないということで、わかりました。じゃあ、そこは整理しました。

先ほど、王子の従業員数の関係で、チップで搬入するからということでしたけど、そのチップの調達の流れ、どういったところから——チップをどこかで、製材所なんかでチップにしてもらわないかんわけですから、一連の流れがある程度わかっているならば教えていただくとありがたいです。

○河野山村・木材振興課長 王子製紙関連会社、

もともとがパルプチップを集めている企業ですから、関連会社はかなりもう既にでき上がっております。一番、王子グリーンエナジーに供給する窓口が、王子緑化木材っていうところが窓口になっておりまして、その傘下といいますか、そこと協定を結んだ事業体が41社ほどあります。ですから、大きくはパルプチップを供給する専門の業者さんですけども、そこに原木を持ち込んで*パルプ化して発電所のほうに納入すると、そういった仕組みになっております。

○高橋委員 おわかりであれば、もう少し教えていただきたいのは、41社の県内、特に私たち地元としては、日南とか串間もありますけど、そのチップを調達するそういう所在地を教えてください。

○河野山村・木材振興課長 ちょっと手元に持ってきておりませんが、私が見ました中では9割以上は日南、串間の業者に……。

41社のうち40社が、日南、串間でございます。

○高橋委員 ありがとうございます。

○横田委員 宮崎県環境計画についてお尋ねしますが、エコファーマーの認定件数、これが55%ということ伸び悩んでいるようにも感じられますけど、やっぱり農家のエコファーマーに対する意識が余り伸びていないということでしょうか。

○川野環境森林課長 これは農政のほうで所管されている事業なんですけど、お聞きしたところによりますと、この制度は平成13年度に認定を始めているということで、10年以上が経過していることで、認定されている方がやはり高齢化されているということで、離農される方がふえてきて、数としては減ってきていると。

それから、この認定を受けるといろんな補助

※20ページに訂正発言あり

事業を受けられるという、そういう補助要件になっている事業があるんですけども、その数があんまり多くないということで、余りメリットが少ないということで、更新をされない方もいらっしゃるというようなこととお聞きしております。

だから、やはりこの制度の理解促進をしていくということと、新たな認定者の掘り起こし、そういったものに取り組んでいきたいということで農政のほうからお聞きしているところでございます。

○横田委員 GAPの推進とか生物農薬、これは天敵農法だと思うんですけど、それを活用した宮崎方式ICM技術の開発等により、環境保全型農業の推進を図ったということと、化学肥料とか農薬等の環境への負荷を低減した農業の取り組みを支援と、こういうことをされているわけで、消費者の意識の差別化を図る上で非常にやっぱり重要なことだと思うんです。ですから、農政水産部としっかり連携をとっていただいて、もうちょっと伸びていくように努力していただくといいなと思います。

それと、もう一つ、生分解性マルチフィルムの実証試験を行ったって書いてありますけど、これは私もしたんですけど、何人か一般質問等で取り上げたこともあるんですけど、非常にほんと環境に優しい取り組みだと思うんですけど、これを今後さらに普及する方向で取り組まれるっていうことで理解してよろしいんでしょうか。

済みません、資料2のほうの19ページですけど、上から2段目、⑧。やっぱり農政のほうじゃないとわからないですかね。

○神菊循環社会推進課長 これは、農業用廃プラ適正処理体制整備支援事業ということで、農

政水産部のほうで所管している事業でございます。私どもの産廃税を充当して行っているものでございます。

これまで、こういうマルチフィルム、生分解性、いろいろなものができておまして、そういったものの実証試験を6品目、県内4地区ということですけども。済みません、詳しいところまではちょっと把握してないんですが、少しずつこういった体制が整っているということは伺っております。

○横田委員 これも非常に有効な手段だと思いますので、農政のほうとしっかりと連携をとっていただければと思います。よろしくお願ひします。

○緒嶋委員 このバイオマス発電の場合、今、大体、県内で発電が計画されているのが6カ所ぐらいですか。そうすると、この原料の供給体制というのが、県森連ですか、いろいろ調整をされておるということですが、将来本当にうまくそこあたりが機能して、山から、川上からその燃料となる木材が、間伐材を含めて出てこんど、なかなか継続してバイオマス発電をやる——混焼の王子のほうはそりゃ大丈夫だろうと思うんですが、そこあたりの見通しは大丈夫なのかという懸念を持っておるんですけど、今後においてそのあたりはどうですか。

○河野山村・木材振興課長 今現在、新たに新設を計画されている発電所は4カ所ございまして、使おうとする木質資源、27万生トンが必要だとされております。今、既存のバイオマスを使う施設、発電所もございまして、ペレット工場等もございまして、その分が約10万生トンでございます。合わせますと37万生トンが今後新たに発電所が4つ稼働しますと必要になるわけですが。県内全体で申しますと、どれぐらい

バイオマス資源が発生しているかと申しますと、年間77万生トン発生しておりますので、差し引き40万生トンぐらい余裕はあるんですが、ただ、資源があるところが奥地、道がない部分もございまして、これを効率的に出すような仕組みといいますか、そういった体制づくりが必要かというふうには思っております。

○緒嶋委員 問題は、川上の人たちが採算が合う価格で出さんと、採算が合わんなら、もう金をかけて発電所のためにそこまで犠牲になる必要はないわけだから、川上の人たちが採算合う価格で搬出できるかというのが一番ポイントになると思うんです。そのあたりのことがうまく詰められんと、発電所はできたが原料がなかなか来ないと。だから今度は、川上のほうがある意味では売り手市場になると私は思うんです。そこあたりがうまくいくのかなという。

やはり、発電所はできるだけ安く買いたいという希望が当然あるだろうと思うんです。そうなった場合、川上と、それこそバイオマス発電所との意見調整がうまくいかないと、特に長距離のところは輸送コストもかかるわけで、それは当然発電所のほうがコストを含めた価格を決めていただかないと、今言われたとおり、何十万トンあると言われても、ほんとに間伐と同じで切り倒したままのほうのほうがもういいと、もうその人件費も出ないということであれば、どうにもならんんじゃないかと思うんですが。

その価格調整というのが、川上の、森林組合を含めて調整がうまくいかないと、これはなかなか問題じゃないかと思うんですが、そのあたりは大丈夫なのかというのがちょっと懸念ですけれども。

○河野山村・木材振興課長 実際、きょう、グリーンバイオマスファクトリーと王子につつま

してはもう着工するわけでございまして、王子については先ほど言いましたように、王子緑化木材とその発電所が供給協定を結んでおります。その中で提示された額が、固定価格買取制度の売電価格、これが1キロワット32円口が6,000円、その他が、一般木材が4,000円というようなことで取引されるようです。

一方、グリーンバイオマスファクトリーのほうは、32円口が7,000円、これは手数料が差し引かれますのでわかりませんが、恐らく1割引かれても6,300円ぐらい残ると思います。一般木材が6,000円です。それと、その他が4,000円というようなことでございまして。若干差はあるんですけれども、おおむね6,000円から6,300円くらいでは、32円口のものについては取引されているということでございます。

一方、固定価格買取制度の買い取り価格を決めるときに、専門家によって価格算定委員会が開かれておりまして、それにつきましては、32円口で引き取って発電すれば、発電者側、供給者側にはそれなりの利益が残るという設定のもとに定められた額でございます。ですから、道がないところとか道が遠いところがございまして、やっぱりそういった体制づくりについても今後進めていかなくちやならんのかなとは思っています。

○緒嶋委員 今、課長が言われたのが一つの基準になるかなと思うんですけれども、やっぱりこれは相当うまく調整しなきゃ、なかなか簡単に、これで採算が合えばいいと思うんですけれども、なかなかそういくのかなと。やっぱり条件不利地域というか、林道の近くはいいけど、奥のほうから集材というか、それもなかなか容易じゃないというところはどうかというあれもあるし、そういうところはまた逆に輸送コス

トもかかるわけですので。そういうところの材が出てこない限り、この燃料としてのチップも生産できないということになると、この4つも5つもバイオマスができて、ほんとにそういう燃料の供給体制が整わなければ、何のためにこのバイオマス発電をやったかわからないようなことにもなると思うので。そのあたりは、やっぱり森林組合とか素材生産とかそれぞれの関係団体との調整には県がかなり関与していかないとうまくいかんのではないかなと。これはもちろんバイオマス発電所を含めて、そういうことを考えますので、この調整がうまくいくように努力していただきたいということを要望しておきます。

○前屋敷委員 来年度の予算とのかかわりもあるので要望をしておきたいと思うんですけれども。太陽光発電、今御説明もいろいろいただいたんですけど、昨年とすると補助率も下がり、予算も半分になって、1人当たりの補助単価も全く半分ということなんですけど、しかし申請して積極的にこの制度を使おうという人たちはほとんど変わらないんです。2,150か60ぐらいが申請されるんじゃないかということなんで。

ですから、補助が半分に下がってもやっぱり積極的に活用しようという、県民の皆さんの意識というか積極性というのが、私は結果として見られると思うんです。ですから、やはりより自然エネルギーをもっと活用していこうという立場で、県が施策を進めるという立場に立てば、来年度の予算も少しそこは勘案していただいて、予算もふやすということも含めて、これからの頼りになろうかと思しますので、よろしく願いしたいと思います。

○岩下委員 固定価格買取制度、国のほうが20年間それを維持するということでは言われてい

るんですけれども。今、これから太陽光をやろうかっていうんで一番の不安は、本当に20年間約束できるんだろうかと。例えば、九州電力が安全性を確認して原発が稼働するようになって、本当に九電は買ってくれるのかなという不安も何かあるような気が、いろいろ意見を聞くんですけれども。国のそういった変更というのは別に考えなくてもいいんでしょうか。買取価格制度が20年間あるかどうかということですよ。

○川野環境森林課長 固定価格買取制度をスタートいたしまして3年間はその普及の促進を図っていくということで、優遇的な価格を設定するというふうに国は方針を定めておまして。

まず、この全量買取制度は、制度として今のところは進めていくというような方針ではおりますが、今年度中に国のエネルギー基本計画を定めるようなお話もありますので、その中でそういう原発も含めた総合的なエネルギーのミックスのあり方というのが、方針が多分出てくると思います。その中で、そういう再生可能エネルギーをどの辺まで普及を図っていくかという方針も定まってくると思いますので、そこの兼ね合いで、やはり固定価格買取制度のあり方等も今後議論されていくのではないかとというふうに考えております。

○高橋委員 太陽光発電の補助の関係でちょっと認識を一致したいと思うんですけど、いわゆる工事費です。これはだんだん下がってきていると思うんです。私も補助があるときに、最大10万でしたけど、だんだん工事費が下がってるから、補助金は下げてもつくり手は均衡がとれるんだと説明を受けたもんですから。おおむね1キロワット当たりの工事費、もしつかんでらっしゃれば、ここ4～5年の推移とかがわかればいいかなと思ってお尋ねしてみました。

○川野環境森林課長 私どもその補助を21年からやっておりますので、そのデータをベースに数字が手元にありますが、21年度が大体1キロワット当たりの設置経費が62万2,000円でした。24年度につきましては46万7,000円ということで、約16万ぐらいですか、安くなっているということでございます。

○蓬原委員 先ほどの王子グリーンエナジーとグリーンバイオマスファクトリーなんですけど、早い話が、ランニングコストはどのようなかということをお尋ねしたいんです。

なぜこういうことを聞くかということ、これは環境森林部ですから、山のバイオマス資源を、森林資源を発電に回して有効に使おうということが観点だろうと思うんです。王子の場合は石炭を混焼しますので、いわゆる炭酸ガスの発生量はその分ふえると。片や100%ですからカーボンゼロ、そういうことはありますけれども、キロワット当たりの事業単価を見ると、グリーンバイオマスのほうが王子に比べてかなり高いように思います。そして、かつ出力は王子のほうがかなり高いわけですけども。

どうなんですか、これは将来的に、どういうバイオマスのシステムがいいかということを見たときに、石炭混焼がいいのか、あるいは木質専焼がいいのかという視点で見たときに。その設備の投資額については専焼のほうが高いんですけども、あとランニングコストを考えたときに、あるいはその単価当たりのキロワットの総出力を見たときに、どちらが得なのかという、そういう視点での検討というのは、これはここじゃわかりませんか。専門家的にあるいはこれからのデータをとらないとわからないことですか。ちょっとわかっていれば教えてください。

○河野山村・木材振興課長 なかなか難しい御

質問ですけども、先ほど私が説明の中でちょっと漏らしておりましたけれども、混焼の割合でございますが、カロリーベースで言いますと、木質バイオマスが8割、石炭が2割ということになっています。この制度を使うためには、木質バイオマスのカロリーベースの使用量が5割以上ないといけない、5割以上あれば補助の対象になりますという話でございます。

今の御質問はなかなか難しいんですけども、王子グリーンエナジーは、間伐材等の未利用木材、これは32円口ですけども、それ以外の一般木材も使いますし、製材端材も使います。木の皮——バーク、これも集めてくると言っております。合わせてそれが15万8,000トン、県内からですけども、そういったことになっております。それから、売電収入が年間42億円見込んでおるようでございます。

石炭についても売電できるんですけども、単価的には1キロワット11円っていうことでございますので、やはり間伐等由来の木材を使ったほうが3倍ぐらい売電収入としては上がるということでございます。全体で、1年間に42億円の収入を見込んでいるようでございますけれども、それ以上の収支については現在手元に把握しておりません。

○蓬原委員 こういうことだろうと思うんです。今、ちょっと私が難しい質問したかなと思うんですが、27年の3月ですよ。一緒にスタートします。ですから、この中で、せっかくこうやってバイオマス発電に力を入れて、国からの補助金も、県もそれに力を入れているわけですから、27年だからもうちょっと先の話ですけども、やはりこれについては両者にそれだけのお願いをして、データをとっていくことによって、将来的にどういうシステムがいいのかというこ

との検証にはなると思っていますので。そのころは皆さん、がらっとおかわりになって、担当もかわっているかもしれませんが。先の話ですけど、そういうことをぜひお願いをしておきたいというふうに思います。ぜひ、検証していただきたい。

○山下委員長 いいですか。なければ、私からちょっと、今のバイオマス関係でお聞きしたいんですけど、バイオマスを燃やされると思うんですが、出る焼却灰がどれぐらい出るものですか。それとその処理方法等を、今出せると言えぱちょっと教えてほしいんですけど。

○河野山村・木材振興課長 焼却灰は出るわけでございますけれども、使用する生トン換算でしようか、0.5%ほど発生するというふうには伺っております。現在、発電計画されているのを聞きますと、産廃処理を考えているようでございます。

○山下委員長 0.5%ということは、1トン燃やしたときに何ぼになるの。1トン、1,000キロのとき5キロ。

焼却灰の利用法についてちょっとお聞きしたいんですけど。肥料になるのか、その辺をちょっと把握されているのなら教えてください。

○河野山村・木材振興課長 既に発電をやっております日南のグリーンエネルギーがございますけれども、ここでは肥料として販売許可をとって一部販売しておられるということでございます。全部が全部というわけではないでしょうけれども、あと、使用事例としてはセメントとかにまぜて何か骨材として使うとか、そういった使い方もあるようでございます。

○山下委員長 それは検証されてるの。

○神菊循環社会推進課長 焼却灰の処理につきましては、先ほど産廃処理を行うという話をご

ざいましたので、補足させていただきます。

焼却灰につきましては、やはり成分としてクロムであるとかセレンであるとか、そういったものが含まれる可能性もございますので、通常のものにつきましては、産業廃棄物として産業廃棄物最終処分場での埋め立て処理、もしくはコンクリートとまぜた形でのコンクリートの原材料にするという方法——大分県でよく行われておりますけれども——そういったことがまず基本になると。

ただ、内容的に肥料として該当するようなものであれば、肥料として販売するのも可能でございますし、ごく一部ではありますけれども、セメントとまぜて固化しましてクラッシュランにするとか、そういった形での利用も行われているところでございます。今回のものにつきましては、大半が最終処分場の埋め立てということを伺っております。以上です。

○山下委員長 ただの材を燃やした灰だったら、何も公害とかそういう問題にはならないと思うんですが、今回、この王子グリーンの場合は石炭をまぜて燃やそうということですから、これだったらもう肥料にもならないと思うし。その埋め立ての場合は、それを燃やした灰は何も問題にならないのかな。

○神菊循環社会推進課長 石炭を燃やしたものも含めまして、焼却灰につきましては、管理型の最終処分場、許可を受けた施設での処理が可能でございます。

○山下委員長 もう一点、確認しておきたいと思うんですが、肥料にもなるような話をされましたよね。その肥料化していく場合の流通。どういうところが買われるのか、そこら辺わかっていないですか、流通体系、肥料化していくための流通。

例えば、農家というのは消石灰とか石灰関係を土壌に使うんですけど、その原料になるのかどうか、そのことをちょっと教えてください。

○神菊循環社会推進課長 その物の中の成分によるかと思っております。ですから、通常石炭がまじりますと、そういった有害物質がある程度含まれますので、そういう肥料での利用というのはなかなか難しい面があるかと思えます。

しかしながら、この木質バイオマスだけの場合ですと、そういったものが出る可能性はまたさらに低くなりますし、中の成分分析等をしっかりやった上での検討ということになるんじゃないかと思っております。

○山下委員長 ぜひ、あなた方が許認可していくわけですから、そして材を有効利用して、それは全部補助金が絡んでくるんです。出てくる焼却灰の利用の仕方についても、ぜひ検討しとって報告してください。お願いします。以上です。

○河野山村・木材振興課長 先ほど、高橋委員の質問の中で、パルプ化して納入すると言いましたけれども、間違いでして、原木をチップ化して納入するというのが正しい言い方でございますので、訂正させていただきます。

○山下委員長 よろしいですか。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時21分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

報告事項についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○緒方農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくをお願いをいたします。座って御説明をさせていただきます。

まず最初に、資料はございませんけれども御報告をさせていただきます。

来る11月23日に開催されます平成25年度農林水産祭におきまして、本県から推薦いたしましたえびの市の田代自治会の天皇杯受賞が決定をいたしました。この天皇杯につきましては、農林水産関係顕彰事業の最高峰とされておりまして、さまざまな表彰事業で農林水産大臣賞を受賞した492点の中から選ばれたものでございます。本県での天皇杯受賞は、平成21年度以来4年ぶりで、むらづくり部門におきましては、昭和63年度以来25年ぶりの受賞となります。

この田代自治会を御紹介いたしますと、地域の起源であります水に対する感謝の念や「田の神（たのかん）さあ」への信仰心など、地域として守るべき価値観を世代間で共有しながら、新たな発想も大切にして、高齢者・若者・女性が同じ目線に立って活動されておりまして、これらの取り組みが全国むらづくり活動のモデルであると評価されたものでございます。

本県農業と農村のすばらしさを全国にアピールできる絶好の機会になるものと考えております。

それでは、委員会資料を1枚お開きください。

本日の報告内容でございますが、農地中間管理機構、仮称でございますが、この制度の骨格案と宮崎キャビアの発売につきまして御報告を申し上げます。

詳細につきましては、関係課長等から説明を

させていただきますので、よろしくお願いをいたします。私からは以上でございます。

○大久津連携推進室長 連携推進室でございます。

お手元の資料の環境農林水産常任委員会資料の1ページをお開きください。

中間管理機構につきましては、先般10月25日に関連法案が閣議決定され、今臨時国会で審議されることになっており、現在、国で検討された制度の骨格案につきまして御説明いたします。

国は、閣議決定した日本再興戦略におきまして、今後10年間で全農地面積の8割を担い手に集積し、40代以下の農業従事者40万人への倍増や法人経営体5万法人という拡大目標を掲げ、その実現に向けた施策の柱となるのが農地中間管理機構の制度であります。

まず、1の農地中間管理事業の推進に関する法律を新たに制定し、①の機構が、分散、錯綜した農地を担い手ごとに集約する場合や、耕作放棄地等を借り受け、②の必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、担い手にまとまりのある農地にして貸し付けを行う事業となっております。

次に、2の制度の骨格案ですが、主なものについて御説明いたします。

(1)の農地中間管理機構の指定ですが、都道府県段階に1つ設置することになっており、本県では、県農業振興公社を想定しております。

(2)の機構が行う事業ですが、農業用施設用地を含む農地を借り受け、貸し付け者が決まるまでの農地の管理や、必要に応じて大区画化などの土地改良等を行います。

次に、2ページの(3)の事業の実施基準ですが、機構は事業を適切に行うため、農地所有者と農業経営者の間に、農地の賃貸借を通じて

介入し、農地の利用の再配分を行うこと等により、農業経営の規模拡大、農地の集団化、農業への参入促進等を図り、農業の生産性向上に資することを目的としております。また、業務の実施区域につきましては、②にあります農地利用の効率化や高度化が効果的に促進されると見込まれる区域において、重点的に事業を実施することとなっております。

次に、(4)の農地の借り受けですが、機構は、活用できない農地が滞留することを防止するために、適切な借り受けルールを設けることになっており、特に、③にあります農地として利用することが著しく困難な場合等は、借り受けを行わず、また借り受け後相当期間内に農地の貸し付けの見込みがないことが明らかとなった場合は、賃貸借契約を解除することができることになっております。

次に、(5)の農地の貸し付けについてですが、同じく適切な貸し付けルールに基づき、農地の貸し付けに当たっては、定期的に、区域ごとに、農地の借り入れ希望者を募集・公表し、県知事の認可を受けた貸付先の選定ルール等を定めた事業規定に基づき、適切な貸し付けの相手方を選定することになっております。また、2)の貸し付けに関する手続を極力簡素・合理化するために、機構は、①の貸し付け等を行う際、農地利用配分計画を定め、県知事に申請し、次のページの③、④にありますとおり、県知事が計画の認可・公告をすれば、個々の農地の権利移動につきましては、農地法に基づく農業委員会の許可は不要となります。また、農地利用配分計画につきましては、⑤にあります市町村に原案作成を求めることができるものとなっております。

次に、(7)の事業委託につきましては、詳細

は不明ですけれども、機構の業務は、農地の出し手の確保や交渉、集めた農地の管理、借り入れ希望者との交渉、さらには賃借料徴収など多岐にわたることから、市町村やJ A、農業委員会などに委託し、関係者が総力を挙げて実施することになります。

次に、(9)の役員体制等及び都道府県の関与・責任についてであります。機構の役員体制については、県の関与・責任を強く位置づける方向で検討が進んでおり、①、②にあります。機構の役員の選任及び解任の許可等を知事が行うこととなっております。次に、③にあります。機構には、事業の実施状況を評価し意見を述べるため、評価委員会を置くこととなっており、その委員は、客観的かつ中立公正な判断をすることができる者を知事の認可を受けて任命することとなっております。また、④にあります。機構は、毎年度、事業目標、事業計画、収支予算を作成し、県知事の認可を受け公表することとなっております。また、事業報告書、収支決算書等につきましても、さきの評価委員会の意見を付して、県知事に提出するとともに公表し、必要がある場合は、県知事が改善措置を命ずることができることとなっております。

次に、(11)のその他関連事項についてでございます。1)の遊休農地対策の強化としまして、農地法の一部改正により、機構を活用して遊休農地の発生防止・解消を円滑に進めることとしております。具体的には、農業委員会は、遊休農地や所有者死亡等により耕作者が不在の場合、農地所有者等に対し農地利用の意向調査を行い、適切な利用がなされない場合は、②の県知事の裁定による機構への利用権設定までのプロセスの簡素化や、③の遊休農地等の所有者またはその所在がわからない場合は、公告制度を改善し、

機構への貸し付けを促す仕組みを設けることとしております。最後に、2)の農地台帳等の法定化についてであります。農地利用の効率化及び高度化等を円滑かつ効果的に進めるため、農地台帳等を法律に位置づけることとなっており、①にあります。農業委員会は、農地の所在、所有者、借受者、借り受け期間等を記載した農地台帳及び地図を作成し、公表することとなっております。また、機構による農地の集約化を促進するためには、各農業委員会ごとに管理されている現行の農地台帳の電子化や地図情報の管理システムの再構築などが必要であり、現在、市町村や農業委員会等の関係機関・団体等と連携しながら、検討を進めているところであります。

以上が、農地中間管理機構の制度の骨格案でございますが、法案の審議はもとより、詳細な手続等を含めたガイドライン、スケジュール、さらには予算につきましても、9月に公表された概算要求をもとに、これから年末にかけて、財務省や総務省などの関係省庁と詰めていくとの説明を受けております。

県といたしましては、今後の国の動き、情報等を積極的に入手しながら、本制度をしっかりと活用できますよう、本県の実情に合った農地中間管理機構の体制づくりや予算獲得に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○成原水産政策課長 水産政策課でございます。

委員会資料の5ページをお開きください。先般、記者発表されました宮崎キャビアの発売について御報告をさせていただきます。

まず、1番目のブランド名でございます。「宮崎キャビア1983」となっておりますが、これはキャビアを販売する際の名前という意味で

ざいまして、「1983」というのは、本県でチョウザメの試験研究が開始された年、昭和58年をあらわしておりまして、30年という長い取り組みの成果といった意味を込めたところがございます。

次の2でございます。製造販売者というところでございますけれども、ブランドの名前をつけて製造販売しているのは、宮崎キャビア事業協同組合というものでございます。県内のチョウザメ養殖業者がことし4月2日に設立したものでございまして、キャビアや魚肉の販売のほか、養魚用の飼料を組合員に販売するなどの事業を行っておる中小企業等協同組合法に基づく組合でございます。

下の表をごらんください。下の表の上段に、県内の市町村別のチョウザメ養殖業者の数、下段に組合員数をお示しをしております。組合員となっておられない方が、日向市に1、新富町に1、宮崎市に1、小林市に3となっております。大多数の方は今後加入の意思を表示されておりますけれども、県といたしましては、チョウザメ産業の育成のためには、この事業協同組合による一元的な生産、加工、販売体制が必要であると考えておりますので、引き続き全員の加入を促してまいりたいと考えております。

次の、3のロゴでございます。お示しをしておりますように、上にチョウザメのうろこの形、それからその下に1983を組み合わせたものをロゴとしております。

続きまして、4のコンセプトでございます。これは、どのような商品を提供していくことを目指しているのかといった意味合いでございますけれども、まず1つ目は、日本人に本物のおいしさを届けるということでございまして、輸入キャビアの多くは長期保存のために塩分が高

い、それから低温殺菌処理が行われている、防腐剤等が添加されているということで、本来の風味が損なわれているというふうに言われております。宮崎キャビアは、これらの処理を一切行わずに、キャビア本来の味を提供するということを目指しております。2つ目は、国内でキャビア食文化を創造するとともに、日本人に愛されるキャビアを追及していくこと。3つ目は、やはり同時に世界で評価を獲得するということを目指すというところでございます。

5の宮崎キャビア1983の特徴でございますけれども、これはもう食べていただくのが一番早いわけですが、ヨーロッパキャビアの伝統製法をベースに、宮崎の工夫を加えた我が国で唯一の本格的な熟成キャビアということで、その味は濃厚でクリーミーであり、著名なシェフの方から高い評価を得ているというところでございます。

続いて、次のページの上の6でございます。今回発売する商品ラインナップでございます。3種類でございます。一番上の宮崎キャビア1983は、20グラム入り1万円、中段のプレミアムというものがございまして、これは20グラム入りですが、粒の大きさが若干大きいものを使用しております。価格は1万2,000円となっております。それから、下段のカラフルブリニセットは、食べ方を提案した商品でございます。キャビアの量を半分程度として、小ぶりのブリニ8枚と南日本酪農の無塩バターをセットにしたもので、価格も比較的購入しやすい7,500円と設定しております。

ちなみに、ブリニというのは、そば粉でつくったパンケーキのことでございまして、ヨーロッパではこの上にキャビアをのせて食べるのが一般的ということでございます。今回は、そのそ

ば粉のもの以外に、日向夏、ハウレンソウ、タマネギといった本県の野菜で色をつけた4種類の各2枚をセットにしてつけてございます。

7の販売数量でございます。この冬の発売分としては、限定600個での発売というふうになってございます。

それから、8の販売開始日及び販売店舗でございますが、11月22日の伊勢丹新宿店と組合のホームページでの発売を皮切りに、12月4日以降、記載の店舗で順次発売になる予定でございます。宮崎では、宮崎山形屋、シェラトングランドオーシャンリゾート、宮崎観光ホテルとなっております。この宮崎山形屋は、先日の記者発表では発表されなかったんですが、その後契約が成立して発売の運びとなったところでございます。

それから、9の販売記念レセプションでございますが、11月10日に販売に先立ちまして、宮崎を応援していただいている各界の方々、それからマスコミの方々を中心に100名程度の方々にお集まりをいただきまして、キャビアの発売を広くPRするとともに、今後の情報発信の御協力をお願いするものでございます。場所は、宮崎出身のシェフでございます河野透氏が経営するモナリザの丸の内店となっております。

宮崎キャビアの発売については、以上でございます。

○山下委員長 執行部の説明が終了いたしました。報告事項について質疑に入ります。

○蓬原委員 中間管理機構、これは、本当に大きな、これからの農業のあり方、中山間地の存続等々含めたときに、大事な大事なことかなと思うんですが、賃貸借でやるということですね。大体、どれぐらいの——まだちょっと我々はイメージがはっきり湧かないんですけれども、賃

賃借ってというのは大体どの程度のお金でやられるのか、まずそのあたりから入っていきたいと思います。

○大久津連携推進室長 この中間管理機構は、これまで農地保有合理化事業ということで、集積は売買と賃貸借ということできましたけれども、今回は賃貸借、リースのみということで、ただ、これについては地域の賃借料というのは条件が違いますので、例えば飼料草地の場合は安くございますし、施設用地とか永年作物の茶とかいう場合は、その賃借料は単価が違いますので、そういったものについては、それぞれについて協議しながら賃借料を決めていくことになっております。

○蓬原委員 場所によって違うということですから、いずれにしても中間管理機構は、お金をもってその土地を所有者から借り受けるということですね。そして、またお金でもって借り手にお貸しするということですね。まず確認です。

○大久津連携推進室長 そういうことでございます。

○蓬原委員 効果的に促進されると見込まれる区域云々というのがあるんですが、当然、借り手としては、どういう方がお借りになるにしても、条件のいいところ、生産性の高いところをお借りになると思うんで、条件不利地、ほんとは、問題はここなんです。中山間地というか、あるいは迫田みたいなところですか。あるいは、段々畑になっているところ等々があるわけですけども、そのあたりの見込みというか。

当然、この中間管理機構は、収支予算、決算を出して知事に報告等となっておりますので、今の土地開発公社ですか、塩漬けの土地の問題、いろいろ問題になったわけですけども、その

二の舞になるんじゃないかとか、あるいは不良資産をいっぱい抱えるような状況になって、結果的にはこの自治体の大きな負担にならないかと。逆に言えば、農業サイドではないそちらの目から見るとそういう見方もあるわけで、そのあたりの見込み、条件不利地の土地についての見込みはどうなのか、そのあたりのところをちょっと聞かせてみてください。

○大久津連携推進室長 資料の2ページの(4)の農地の借り受けというところの1行目に書いてありますように、機構においては活用できない農地が滞留することを防止するため、適切な借り受けルールを設けるということで、今おっしゃいましたように、条件のいいところは、ある程度担い手もどんどん集積したいし、借り手も多いと思いますが、こういった中山間部の農地につきましても、基本的にはこういった滞留が起こらないようにということで。ベースは人・農地プラン、これは地域の集落とか地域単位で合意形成をして、そしてそれを新たな担い手に貸すというような、そういった合意形成が行われた土地を優先的に公社が借り上げて、新たな担い手に貸すというようなシステムになっておりますので、個々に、リタイアされる方たちの農地を次々とやみくもに借りるといのはなかなか——今回、塩漬けとかいう問題で、借り受けができないと契約を解除してまたお返しするというルールになりますので、しっかり担い手を見つけたものを借り受けていくということで。ただ、そのルールについては、今後、詳細に検討を議論していかないといけないということになっております。

○蓬原委員 だから、その賃貸借契約の解除ですよね。条件の悪いところというのは、一旦借りてはみたけれども借り手がいないと。塩漬け

の土地になるので、機構としても長く保有はできないから、では解除します。ということは、見えてくるものというのは、やはり中山間地の条件の悪い土地というのは、最終的には誰も借り手がなくて、この中間管理機構さんでさえもお借りできないと。借り手も解約するというようなことで、最終的には荒れていくだけ、耕作放棄地になる以外にないのかなという気がしてるんですけども、そのあたりのところは、今はまだ案ですから、これからいろいろ練られていくんでしょうけれども、どういうお考えですか。

○大久津連携推進室長 今現在、24年度から、市町村ごとに人・農地プランを作成するというところで、26市町村で273のプランを、地域なり、農協単位とか市町村単位のプランを、今市町村ごとにつくっていただいております。その中で、中山間地域でも集落ごとに、そういった集積を目標とする形については合意形成を進めようという形になっておりますので、そういったものを優先的に借り上げて、それを担い手のほうにお貸しすることになりますけれども。ただ、やはり条件不利地域でどれだけのものを借り上げられるのかというのは、市町村ごとに、個々に、やっぱり意向がちゃんとしっかり、貸し手、受け手のそういったものがしっかり協議できれば、積極的に借り上げていきたいとは思っておりますし、またそういった方向で誘導できるような宮崎における仕組みづくりというのを、今後、市町村なり関係機関とも協議しながら、こういった形でそういったところを少しでもフォローできるかというのを検討してまいりたいと思っております。

○蓬原委員 最初のところに、10年後に目指す姿として、担い手が利用する農地面積を全農地

の8割、全農地というのは条件不利地も含めた全ての農地を含めて、これは8割とおっしゃっているわけですね、確認です。

○大久津連携推進室長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○蓬原委員 だから、今さっきから私が言おうとしてるのは、このあとの2割、じゃあ、この2割がどうなるのかということですよ。鳥獣被害の話も、この前からずっと議論をしていますが、やはりそういうところが今一番問題なわけで、本県の大きな政策の柱の中にも、中山間地対策というのが大きな柱になっているわけです。ということは、この2割がこの中山間地だろうと思うわけです。

あと一つ、聞きます。この中間管理機構の借り受けの原資は、もともと最初のスタートはどうなるんですか。

○大久津連携推進室長 この借り受けの原資につきましては、9月に国のほうで概算要求されておりまして、今、管理機構のこの集積活動とか農地の集積を出すための助成金とか、または拡大する方への支援金、そして農地基本台帳等の整備等合わせまして、1,039億円の概算要求が出されておりまして、これを主体的に、その中の655億円が中間管理機構の体制整備なり、そういった賃貸借に対する資金として活用するという形で、各県で今から活用されるわけでございます。ただ、これはあくまで概算要求でございますので、12月までの財務省等との協議でどうなるかわからないということで国から言われておりますので、そういった範囲の中で各県が予算を獲得して執行していくような形になろうかと思っております。

○蓬原委員 一応、以上にしておきます。

○横田委員 今のところ、ぴんとこないところ

がいっぱいあるんですけど。例えば、担い手である借り手を確保してから、それから機構が土地を借りるのか、それとも、まず機構が土地を借りてから担い手を探すのか、それはどちらなのでしょう。

○大久津連携推進室長 一応、これは両方だというふうには考えています。今回、中間管理機構の目的につきましては、まず平場等の担い手が今確保している農地、これが約5割は担い手に集積しておりますけれども、これも規模拡大はしましたけど農地が分散しているということで、各法人間とか担い手間、その分散しているのをもう一回交換して面的にまとめましょと、こういったものが第一義のこの機構の目的でございます。

その次が、リタイアされる方、こういった方々が、零細な規模、大規模かもしれませんが、そういったものを、担い手が核となる場所にだんだんとくっつけて、どんどんと規模拡大をさせていこうというのが2つ目の目的でございます。

それと、もう一つは、やはり耕作放棄地とか、中山間の借り手がいない方、こういったものを単発ではなかなか見つけ切れませんが、そういったのを集める、中間管理機構が中間で保有して、ある程度面積を集めることによって、新たな担い手が借りたいと、そういったことをしむけようというような——基本的にはこの3つの大枠でやろうということで、その中には人・農地プランでのそういった担い手等を明確にするということもございまして、またその希望がなければ公募という形でということも国のほうからは言われてまして、なかなかこの辺は難しい部分がございますけれども、そういったシステムを今、国のほうでは検討しているという

ふうに向っております。

○横田委員 基盤整備の進んだ条件のいいところでも、所有者というのはもうばらばらになっているわけで、それを集積するということが大事な目的だと思うんですけど。

結局、農地を持っている地主さんがみんな集まって、それで協議して、ここの、例えば20町なら20町を誰さんがつくりますよと、結局そういうことから始めにゃいかんわけですよ。非常に難しい作業になるんじゃないかと思うんですけど。

○大久津連携推進室長 今現在、委員のおっしゃるとおりでございます。

○横田委員 それと、必要な場合は、基盤整備等の条件整備を機構が行うと書いてありますけど、これは機構の費用で整備するということですか。

○大久津連携推進室長 先ほど申しました概算要求の中では、基盤整備等の一部支援ともなっていますが、これも公共事業で簡易な整備をするシステムがございまして、その足りない部分をこの機構の中で負担していくということで、出し手には求めずに、借り手のほうでその後整備したものの費用を請求していくような形のルールとなっていますけど、まだまだ予算も詳細がわかっておりませんので、この辺については年末までにそういったスキームが示されるのだと思っております。

○横田委員 いわゆる借り手ですよ、担い手、それは例えば年齢の条件とかいろんな条件は考えられているんでしょうか。何でかと言うと、あんまり、こんなこと言うたら怒られるかもしれませんが、高齢で、将来あんまり期待できない人にも貸し付けるということになるのかどうか、そういったこと。借り手の条件。

○大久津連携推進室長 そういった細かいところまでは、まだ国のほうから具体的なガイドラインが示されておりませんので、今後いろいろな協議の中で国からの指導を受けながら、最終的には地方で、機構ごとにそういったルールをつくるということになっておりますので、そういった形で今後整理していくのだろうと思っております。

○高橋委員 2ページの(4)の③が、先ほど蓬原委員がおっしゃっていたところだと思うんですけど、「農地として利用することが著しく困難な場合等は借り受けを行わず」だから、結局、長期的には中山間地の農地というのは、ここに該当するんじゃないかと私は思うんです。だから結局、ちょっと言葉はきついで、そういうところは、この機構としては論外、対象外となるような気がしてならんとですけど、そういう考え方でいいんでしょうか。

○大久津連携推進室長 先ほどから申し上げますように、今、市町村ごとに、人・農地プランという形で、地域なり集落単位でそういった集積をするための合意形成活動をやるようになっておりますので、こういった形でまとまる土地、そして借り受ける土地があるということで認められれば、積極的に借り受け、そして貸し付けするというシステムの中へ乗ってくるんだらうと思っております。そこについては、まだまだ、今から市町村やらの意向とかも含めて、機構だけで判断するものではございませんので、そういったところは十分今後検討していきたいと思っております。

○高橋委員 そこまで一応含むんでしょうけど、私は個人的に、可能性に低いなっていう感想を持ちました。

最後に、4ページのその他関連の最後のとこ

ろで、農地台帳の法定化ということで、農地台帳を法律に位置づけるということになっていきますね。農業委員会の農家台帳も恐らくデータ化してるでしょう、じゃないと大変な作業になるから。そして、公表というところで、「インターネットその他の方法により公表する」ということは、私も水田とかあるけど、私の田んぼが公表されるということで理解していいんですね。

○大久津連携推進室長 まだ、この公表内容につきましては、どの程度をやる——個人情報保護法の問題もごございますので、そういった関連でどこまでを整理するかということも含めて、今後、国の指導を受けながら整理していくことになっております。

○高橋委員 いろいろと問題を抱えているから、ちょっと疑問を持ちながらさっき私は説明を聞いていました。

それと、大変な作業なんですよ。だからお金がかかりますよ。国の予算措置をいろいろとさっき説明されましたけど、今のところでは、国がこれを責任持ってお金も出しますよということで認識していいんですね。

○大久津連携推進室長 概算要求まではそういった話で、スキームでまいりましたけれども、先般、ちょっと新聞等で地方の負担も求めるといようなのが、規制改革会議等で求められているということで。国としては、できるだけ地方の負担はなくすとは言っていますけれども、今後12月までの編成のプロセスの中で、そういったものについては地方にもしっかり説明していきたいというふうに伺っております。まだ、負担とかそういったものについては、今のところわかっておりません。

○高橋委員 わかりました。

○緒嶋委員 中間管理機構、今いろいろ言われ

たとおり、私は、その条件不利地域で言えば、貸し手は多いが借り手がないだろうと。そこあたりを本当にこの機構が8割も農地を集積するだけのことができるのかどうか。そして、何をつくれればいいか。TPPがある、減反政策を今度は見直そうとする、そういう中で、これは総合的にそういうものを含めた中で中間管理機構ということがまた出てきたんだらうと思うんです。

それで、今、鳥獣害被害もいろいろ含めて条件不利地域で、採算がとれるものが——本当に国際的なグローバルの中で何をつくって、集積してそのことができるかと。だから、相当デカップリング的なものを入れながら中山間地を守っていく制度ができなければ、借り手もいないし——もうそれじゃから貸す人は多いと思うんです。耕作放棄地が今はふえているわけですから。

そうなった場合に、農水省は本当に現状をどこまで把握してこの制度に取り組んでいるのかなど。それを、深刻な状態を机上の空論的にこれを進めたって、条件のいいところはいいですよ。基盤整備をすと言っても、これは本当に機構が金を100%出してやるならいいけど、今の財政の中でそれが果たしてできるのかと。そういうことを考えた場合に、これはもうある意味では、本当にこれが成功したものになるのかどうか、所有権の問題もあるし、いろいろあるわけで。そこあたりを、相当やっぱり行政の中では農水省あたりに強く言わんと。そりゃ、条件のいい、都城とか平場の条件のいいところで農業法人がますます借りてやるところはいいと。部分的には成功するけど、全体的には、そういう課題があるものをどう解決していくかというものを見きわめながら進めなければ、これは機構そのものが成り立たない。貸し手は多いけど

借り手がいないというような状態になれば、機構は成り立たんだらうと思ってるんです。それがますます耕作放棄地になっていくと。

だから、そういう総合的なものを相当考えながら進めるということ、これは強く国に要望せんと、県も、中間機構を引き受けて農業振興公社がやりますと言っても、結果としてはもう立ち行きいかんようになるんじゃないかなという気がするんですが、そのあたりの懸念はどう理解されているんですか。

○大久津連携推進室長 今、緒嶋委員のおっしゃるとおり、私どもも、ずっとこの管理機構の考え方が示されてから、県のほうの考え方というものを国に提案しておりますし、また九州ブロック、いろんな形で指摘しております。

特に、宮崎県の場合の集約化の問題につきましては、農地利用が多様化ということで、もともと水田地帯であればこういった手法がうまくとりやすいんですが、宮崎は水田と畑が半分半分ということで、また畑は特に複合経営、いろんなものが複合して点在している。これで集積機能というのが十分合意形成が得られるか。こういったものなり、施設用地もいっぱいございますので、そういった部分ではかなり真剣に取り組まないと難しいということと、また国にはそういった地域の実情というものを十分勘案したガイドライン等の設定をということでお願いしているところでございます。

さらに、宮崎は基盤整備率、こういったものの整備率も低うございますので、こういったところで、この簡易な整備だけではなかなか集積もできないので、やっぱりそういった部分についてもしっかり考えてほしいというようなことは、西日本地域、特にそういった問題については知事会等でも要望をさせていただいております。

すし、先般の25日も全国会議がございましたけれども、そこでも強く申し上げましたし、また今後もそういった要望を続けることにいたしております。

○緒嶋委員 それと、中山間地は、土地改良という一つの用水管理をしとるわけです。それは、用水が40キロも50キロもあるわけです。これは、集積することで管理する人が今なかなかいない中で、こういうことをやって、国土保全をどうするかと、農地だけじゃなく、そういう地域をどうするかという視点も入れながら——それだからデカップリング的なものを入れんと、条件不利地区の救済をどうするかということを入れてこんど、もうそれこそ地方というか、中山間地は、これはもう荒廃してしまいますよ。

だから、そこ辺も含めて、やっぱり農業政策だけじゃなく、国土政策の中の視点としてどう考えるかというものを強く打ち出していかなと。今は大企業中心じゃ何じゃといろいろ言われておる中で、それと同じ発想で農業問題に取り組んでもらっても、宮崎県の農業なんかは特に太刀打ちできんのじゃないかということがありますので。その点は強く、国のほうに我々も言わにやいかんというふうに思いますが、行政の立場でやっぱり強く取り組んでもらわんと、これはもう、絵に描いた餅というか、机上の空論に終わるんじゃないかという懸念がありますので、よろしく願いしておきます。

○蓬原委員 この中間管理機構、大体、この目標、タイムスケジュールというか、いつごろまでにこうやって、いつごろから実施したい、いつごろから設置したいという大体の目標を国は持っているんですか。

○大久津連携推進室長 国のほうでは、一応26年度をスタートということで考えておりますが、

まだ予算も、法案も成立しておりませんので、こういったものが12月ぐらいまでにある程度その動きというのを明らかにしていくというふうに伺っております。

○蓬原委員 水田の話もありましたけど、あと問題は水路です。源です。田んぼは水路がだめになればもう全部だめになるんですから、畑はその水路はあんまり関係ないとしても、この水路の維持というのも大きな大きな中山間地、それから水田地帯にとっては大事な要素なんですけれども。

借り手があればの話、この土地はそうやって誰かに借りてするとして、水路の保全はどうするのかという、この辺も大きな視点で、この中間管理機構とは関係ないかもしれないけれども。でも間接的にはかかわりのある話だと思うんですが、そのあたりについてはどうなんですか。どういうお考えがの中で派生して議論されているんでしょうか。

○大久津連携推進室長 一応、この中間管理機構については、生産性を向上させるというような産業政策的な意味合いでの施策だというふうに理解しております。

一方、そういった国土保全的な部分については、今までの農地・水管理とか中山間地域の直接支払い、こういったものがございましたけれども、まだ明確な情報ではございませんけれども、今後また国のほうは、日本型直接支払い等の検討というのも今後やるというふうには伺っております。そういった中で、今委員のおっしゃったものの枠組み等が検討されるのかどうかまだ不明でございますが、そういった地域政策的な、国土保全的な部分についても、議論はするというふうにはこの前の説明会では伺っておりますが、具体的なことは何も今のところ示

されておられません。

○前屋敷委員 3ページの上のほうの④ですが、「個々の農地の権利移動について、農地法に基づく農業委員会の許可は要しないものとする」ということになって、農業委員会そのものの今まで果たしてきた役割とかが非常にないがしろにされていくということになるのではないかと、いうふうに——下のほうで農業委員会の意見を聞くというふうにはうたってあるんですけれども、制度そのものがこの中間管理機構ができることによって大きく変わっていくということになるんですか。

○大久津連携推進室長 今回、中間管理機構の御説明をしておりますが、これはあくまで担い手への集積、合意形成によって農地を集積したものを新たに貸し付けると、それを中間保有していくというシステムでございます。従来の相對事業については農地法上の手続で今までどおりやっていくことになっていきますので、個人對個人の貸し借りについては、そういったこともやりますので、これについてはまた農業委員会の力が必要でございますし。先ほど言いました基本台帳とか法制化とか、この利用配分計画につきましても農業委員会の今までの蓄積されたデータとか、地域での調整とか、こういったことを十分發揮していただかないと、機構の事業そのものが進みませんので、さらに農業委員会の力をおかりする部分は多くなるかと思っております。

○山下委員長 いいですか。何かありませんか。

○蓬原委員 このことに関してなんですが、要は、この制度設計をするに当たって、農林水産省ですか、あちらで基本的な設計をされるんでしょうが、地方の意見がどの程度——例えば宮崎県として、このことについて意見をこの制度

設計に当たって入れておられるのか。そういう機会があるのかどうか、これからもその可能性があるのかどうか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○大久津連携推進室長 この機構の概要につきましては、ことし5月から、国から少しずつでございますが説明がございまして、その都度県からの意見要望というのは出しております。先般、25日にこの骨格等が示されまして、さらに今後のガイドライン等、この詳細の設定に当たっては地域の実情をということで、その意見を提案するというので、各関係機関、市町村等に今意見を求めておまして。それを集約して、近々、また国のほうには出していこうということで、これは全国の流れでございますが、やるということになっております。

○山下委員長 キャビアについてはないですか。

○緒嶋委員 郡司次長が農政企画課長のときに一生懸命取り組まれて、ここまで来たというのは感謝しますけれども、100億円を目指してという一つの将来ビジョンがあったわけですが。

まだ養殖業者が10者ぐらいで、これは将来的に100億という目標からすればどのあたりまで——10者でここまで進むことができるのか。また、これはそれだけ評価が高くて売れなければ、ただのものになるわけですが、そのあたりの見通しというか、将来展望をどう考えておられるのか。

○成原水産政策課長 我々の計画上は、種苗が毎年小林分場のほうで5万尾、種苗生産の数量ができるということを前提に、この5万尾が受け入れられる養殖規模を整えば、一応20年ぐらい先の話になりますけれども、100億程度の販売金額に達するであろうという見通しは持っております。

養殖業者の数がこれで十分か否かという点については、養殖規模が、今の養殖業者の方自身が規模拡大ということをおやりになれば、この数でも賄う可能性はあるだろうと。ただ、一部の方を除いてまだまだ零細な方々ばかりなので、その業者の規模拡大というのは多分そんなに多くはないだろうということですから、やはり両方を——数の確保というのと、その参画された方の規模の拡大の両面を見ながら、促進をしていく必要があるだろうというふうに考えております。

それができるのであれば、今のところ順調にいくんだらうと思うんですが、やはりキャビアを取り巻く世界的な情勢等を考えると、それほど安易に目標達成になるんだということでもない。厳しい環境がそこにあるんだらうと思っておりますので、品質向上の努力を今後とも続けていく必要があるというふうに考えております。

○緒嶋委員 キャビアの場合は魚が成長するまでに5年ぐらいですか、8年ですか。その間が、いけば収入がないわけですからね。それをいかに短縮して養殖業者が取り入れやすいようにするかという、コストを縮減するというか、何か知恵があるのかどうか。そのあたりで養殖業者がやっぱり参加しやすい条件をつくると。そのためには、8年間は県のほうでそういう魚をできるだけ、ある意味じゃ育成して、牛と同じだけど、育成して、それぞれの希望する養殖業者に提供するというような、収益ができるだけ早く上がるようなシステムをつくらなければ、これはやっぱりそのコストを考えた場合に、なかなかやりたくてもやれんというような人も多んじゃないかと思うんです。そのあたりはどう考えておられますか。

○成原水産政策課長 現在進めております県の

事業の中でも、種苗生産の部分でより大きな種苗を供給しようということで、第1段としては、これまで半年程度しか育成していなかった種苗を1年間丸々飼育してから配布しようということ。それからさらに3年程度育成して、雌雄判別してから配布しようというような取り組みも進めているところでもありますので、その効果を見たいというのが1点。

それから、可能性の問題ですけれども、協同組合をつくりまして、協同組合員の中の種苗のやりとり、こういった関係性も芽生えつつありますので、例えば業者の中で資金繰りが厳しいという業者が出てきた場合に、それを換金する手段として同会員間の売買みたいなものを行うことによって解決していくとかいう方法もあるんじゃないかなというふうに考えているところでもあります。

いずれにしても、今後の状況をいろいろと見ながら、いろんな手だてをやっていく必要があるんだろうと思います。

○緒嶋委員 いろいろな手だてをできるだけやって、やっぱりこれだけ、100億も可能性もあると言われるわけだから、それが一年でも早くそうなるようにすることによって、また養殖業者もやる気を出してくるということが一番だと思いますので、あらゆる知恵を出して。そういう今言われたようなことが具体的に動かんと、考えてるだけじゃどうにもならんわけで、そのあたりの努力を積極的にやることで、やはり宮崎キャビアの発信力も高めていくということが重要だと思いますので。これはもう夢のある話というか、これはすばらしいことですので、前進させるように努力してほしいというふうに思います。

○成原水産政策課長 1点だけ補足をさせてく

ださい。

一つの手だてとしてのもう一つの手段ですが、魚の種類がいろいろありまして、より短期間で卵がとれる種類があります。その卵がとれる種類を、今、種苗生産技術の開発を進めておりますので、そういった魚種の多様化みたいなところも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 頑張ってください。

○山下委員長 よろしいですか。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 ないようですので、農政水産部の審査を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後0時11分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

何もないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 ないようですので、本日の委員会を終了いたします。

午後0時11分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 山 下 博 三

